

平成21年度 固定資産税の
納税通知書を5月8日(金)に
お送りします



納期内納付に
ご協力ください

地価は下落なのに 土地の税額は上昇？

土地の固定資産税の額を定める基礎となる「課税標準額」は、過去からの評価額と関係します。

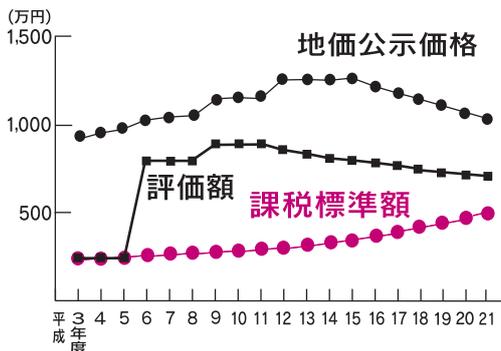
土地の評価額は、平成5年度以前は地価公示価格よりかなり低い額で、その水準も市町村によってばらつきがありました。そのため、平成6年度に全国一律に地価公示価格の7割をめどに評価替えを行い、それによって、評価額が大幅に上昇しました。

本来は「評価額＝課税標準額」ですが、急激に負担が増えることを抑えるため、課税標準額を緩やかに引き上げて評価額に近づけていくように調整しています。

このため、下のグラフのように、評価額に課税標準額が追い付いていない土地は、地価と評価額が下がっても、課税標準額が上がる場合があります。

評価額と課税標準額

(非住宅地で課税標準額が評価額より低い場合)



問い合わせ

資産税課…土地担当 ☎(866)2056

…家屋担当 ☎(866)2057

…償却資産担当 ☎(866)2836

河辺市民センター税務班 ☎(882)5171

雄和市民センター税務班 ☎(886)5540

火のしまつ 君がしなくて 誰がする



4月5日(日)~11日(土) 春の火災予防運動

昨年秋田市で起きた火災は125件で、損害額は約3億1千万円でした。ふだん忘れがちな火の恐ろしさを再認識し、絶対に火災を起こさないようにしましょう。

住宅防火 命を守る7つのポイント

- 寝たばこは、絶対にしない
- ストーブは燃えやすい物から離して使う
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具や衣類は、防災品を使用する
- 住宅用消火器などを設置する
- もしもに備え、隣近所の協力体制をつくる



住宅用火災警報器を 設置しましょう

建物火災で亡くなったかたの9割が住宅火災によるものです。また、その6割以上は逃げ遅れによるものです。火災から命を守るには、火災をいち早く知り、

素早く避難することが大切です。住宅火災に備えて、住宅用火災警報器を設置しましょう。

◆消防団訓練で中土橋が通行止め◆

消防団合同訓練のため、千秋公園の中土橋付近(広小路側から県民会館東側道路)が、4月5日(日)午前6時40分~7時30分、通行止めになります。

問い合わせ 消防本部予防課 ☎(823)4247



固定資産の評価額と課税内容を確認できます

閲覧

固定資産税の課税内容を確認することができます。

閲覧できるもの

固定資産課税台帳…所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額、年税額など
※無料で固定資産課税台帳の写しを交付します。

閲覧できるかた

①	・納税義務者 ・納税義務者と同居の親族 ・納税管理人 ・納税義務者の代理人(委任状が必要)	納税義務者本人が所有する固定資産を閲覧できます
②	土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利がある土地部分を閲覧できます
③	家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利がある家屋部分およびその敷地の土地部分を閲覧できます
④	固定資産の処分をする権利を有するかた	当該権利がある土地・家屋を閲覧できます

閲覧期間 4月1日(水)から通年(平日のみ)

閲覧場所時間

資産税課(市役所1階)▶8:30~17:30
土崎・新屋支所▶8:30~17:15
アルヴェ市民サービスセンター▶9:00~17:15
河辺・雄和市民センター▶8:30~17:30
※課税内容の問い合わせは資産税課、河辺・雄和市民センターへ。土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンターでは説明を行いません。

持ち物

- 納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの
- 「閲覧できるかた」の②~④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)
- 法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

河辺・雄和地域に資産をお持ちのかたへ

河辺・雄和地域の固定資産税は、市町合併による経過措置のため、平成20年度まで不均一課税(税率は1.5%、旧秋田市は1.6%)でしたが、平成21年度からは1.6%に統一されます。

縦覧

自分の土地・家屋の評価額と、ほかの土地・家屋の評価額とを比べることができます。

縦覧できるもの

土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

縦覧できるかた

- 納税者 ●納税者と同居の親族
- 納税管理人 ●納税者の代理人(委任状が必要)

縦覧期間

4月1日(水)から6月1日(月)までの平日

縦覧場所時間

資産税課(市役所1階)、河辺・雄和市民センター(両地域内の資産に限る)▶8:30~17:30

持ち物

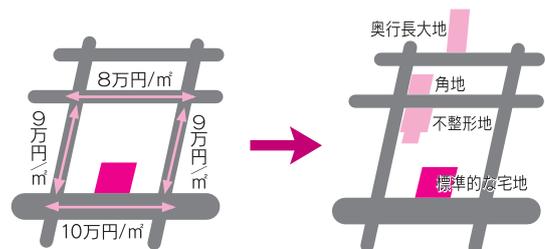
- 納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの
- 法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

※この制度は土地や家屋の評価を比較し、自己所有の資産の評価が適正かどうか確認していただくものです。その趣旨からはずれる場合は、お断りすることがあります。
※縦覧帳簿の写しは交付しません。

平成21年度の路線価を公開

固定資産税の「路線価」を、4月1日(水)から市役所1階の資産税課で公開します。土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンターでは公開しません。また、河辺・雄和地域は、路線価に代えて、標準的な宅地の1㎡あたりの価格を、河辺・雄和市民センターで公開します。

路線価で固定資産税の評価額を決めています



不動産鑑定士による評価をもとに、標準的な宅地1㎡あたりの価格「路線価」が決まります

路線価をもとに各宅地の評価額が決まります。形状などにより補正を行う場合もあります